

質 問 書

2020年11月13日

「インドネシア国国有地熱発電事業者の新規開発地点に関する情報収集・確認調査(QCBS)」
 (公示日:2020年10月21日/公示番号:20a00612)について、質問と回答は以下の通りです。
 ※シェード部分は10月30日掲載済み。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P13 (2)既存資料の活用	公示資料にある「インドネシア国地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」の中で、“Candradimuka”の詳細地表調査の実施を支援し、同調査結果を踏まえて、試掘計画策定、試掘コントラクター調達のための入札図書案、契約書案の作成支援を行った“とありますが、チャンドラディムカ地点については、このときの掘削計画案および入札図書案がベースになるという理解でよろしいでしょうか	入札図書・契約書案は作成されておられません。「インドネシア国地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」では掘削計画案、複数の掘削基地候補が提案されていますが、その後、GDE社により修正等が行われている可能性があります。本調査では、開始後に同社から提供される最新版について、レビューを行い、試掘実施が可能な水準までブラッシュアップを行うことが求められます。
2	P13 (5)掘削・試験の調達支援について	「主要サービス、有形資材など計4契約」が想定と記載されていますが、調達支援の内容を提案する上で、現時点で想定されている具体的な予定契約の内容をご教示いただけないでしょうか。 また、「商務・法務的な観点での調達支援業務は想定されていない」とありますが、具体的にはどのような業務を指すのかご教示いただけないでしょうか。	有形資材、掘削サービス、リグ・ケーシングインスペクション、噴気試験の4契約です。入札図書は入札条件、評価基準、技術仕様、契約書ドラフト等に分かれておりますが、GDE社の業務管理上の条件である支払い条件が多く含まれる入札条件と契約書のドラフトを、ゼロからすべて作成することは想定されていません。 しかし、掘削契約では、掘削契約の形態・技術的な観点から特記事項が多いので、この内容について先方の調達担当者に十分に共有するのは本調査の業務に含まれます。ただし、これらの内容

			を契約書上の「 <u>商務</u> ・[KT孝1][KT孝2]法務的な言葉に直すのは、GDE 社になります。
3	P13 (6)技術協力プロジェクトとの情報共有	試掘資金申請先である PISP ファンドは試行運用中とのことですが、見込みの部分が多く、不確定要素を少なからず含んでいるという印象です。業務第一期が 13 ヶ月内に終わるかどうかは試掘ファンドへの申請手続きに大きく依存しており、どのような手続きか把握しないことには作業計画および要員計画を立案することは困難と考えます。特記仕様書案にある PISP ファンドおよび GREM ファンドのスキームをご教示頂けないでしょうか。	ご理解の通り、PISP ファンドは試行運用中であり、不確定要素を含んでおります。第一期を 13 カ月とする契約履行期間の分割案は、あくまで当機構の想定ですので、全体業務工程(2021年1月中旬～2024年1月下旬)を踏まえ、適切と思われる業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示頂いて構いません。 PISP ファンド及び GREM ファンドについての詳細は、両ファンドを管理するインドネシアインフラ金融公社(PT. Sarana Multi Infrastruktur:PT SMI)のウェブサイト(https://ptsmi.co.id/)等をご参照ください。
4	P14(1)チマング P16(2)チャンドラディムカ	チマングでの追加掘削は 10 本未満、チャンドラディムカでは追加掘削 5 本前後想定とあります。業務第二期(2022 年～2024 年)での遂行は現実的とは思われなく、本業務での試掘坑掘削は各地点で 1～2 本程度と考えられるのですが、このような理解でよろしいでしょうか。	「(3)掘削の成功基準について」にありますように、次段階の”追加“掘削とは本調査の次にある有償資金協力などを使った次段階になります。本調査の掘削(試掘)が初めての掘削になりますので、追加掘削は本調査の次段階になります。試掘は現状では、2000m 深度、最終口径 3”NQ、掘削本数3本が想定されていますが、本調査業務(1)－②～⑤、(2)－②～③の結果によっては最終的な仕様・本数が決まります。
5	P14 (1)チマング ①	「掘削ターゲットをレビューする。」とありますが、地上の生産・還元基地は既に造成されていると理解して宜しいでしょうか。	本調査で実施される試掘が初めての掘削になりますので、生産・還元基地はありません。本調査業務(1)－②～⑤、(2)－②～③の結果に基づき、GDE が掘削基地造成に関するすべて実施し

			ます。
6	P15 (1)チマング ⑫	「⑫調達期間中の応募候補者の各種照会、入札後の入札評価支援、ファンドへの同意申請時の照会など、契約までの調達プロセスを支援する。」とありますが、この一連の入札手続き支援におけるコンサルタントの責任範囲をご教示いただけないでしょうか。	コンサルタントが対応するのはあくまで GDE に対してであり(各種照会回答作成、評価など GDE の内部に対する支援)、後方支援です。 コントラクターとの契約上の発注者代理人ではありません。
7	P16 (2)チャンドラディムカ	チマング同様、地上の生産・還元基地は既に造成されていると理解して宜しいでしょうか。	造成されておりません(質問5と同じ)。
8	P16 (2)チャンドラディムカ ①	説明書に示されている「技術協力プロジェクト「地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」において策定されたプレ FS 結果」の内容もしくは概要を提供いただけないでしょうか。	<u>プレFSについては、技術協力の一環として、インドネシア側の作成を支援したもので、結果の公表についてインドネシア側の了解を得ているものではないため、提供は致しかねます。ご理解いただけますと幸いです。</u>
9	P14:3. 業務の内容 P20:2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 2)業務従事者の構成案	P20 の「2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案 2)業務従事者の構成案」に、環境社会配慮の従事者が記載されていますが、「3. 業務の内容」において、環境社会配慮の実施内容が示されておりません。 環境社会配慮の実施内容は、試掘ファンドへの申請書における環境社会関係の内容についてのチェックやレビューを想定しますが、そのような認識でよろしいでしょうか。異なる場合、具体的な実施内容をご教示ください。	ご理解の通り、「試掘ファンドへの申請書における環境社会関係の内容についての確認もありますが、次段階で有償資金協力の可能性を検討していますので、この点は情報収集調査としての本来の目的の通り、GDE が策定したプレF/S中の環境社会配慮の内容も十分にレビューし課題は抽出しておいていただく必要があります(これに対して現段階で技術的な助言をGDEにすることは想定しません)。

10	P14:3. 業務の内容 P20: 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 2) 業務従事者の構成案	抗井試験、抗井地質、といった用語が見られますが、これは「抗井」ではなく「坑井」との理解でよろしいでしょうか？	漢字変換ミスです。失礼いたしました。
----	---	--	--------------------

以上